

高石市財政運営基本方針

令和7年10月

高石市

目 次

1. 基本方針策定の目的及び位置づけ	1
2. 市財政の現状	1
3. 財政運営基本方針	5
4. 方針に基づく取組	6

1. 基本方針策定の目的及び位置づけ

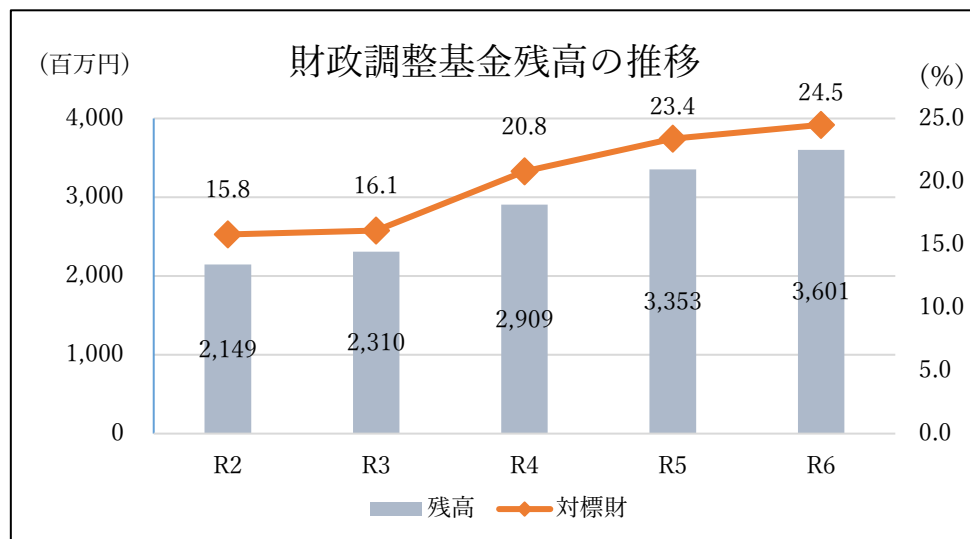
本市のまちづくりの方向性と進むべき目標を定めた「第5次高石市総合計画」及び、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかける基本目標を掲げた「第3期高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策を着実に実行していくため、安定的な行財政運営を維持するための基本的な方針として策定するものです。すべての事務事業について、さらなる改善を進め効率化を図り、行財政改革を徹底し、健全で安定的な財政運営を図るため、本市の保有する基金及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率等の指標に注視した方針となっています。

この基本方針の考え方については、大きな社会情勢の変化などがなければ、原則として継続していくものとしますが、財政運営に大きな影響などがあると判断される場合には、必要に応じて見直すものとします。

2. 市財政の現状

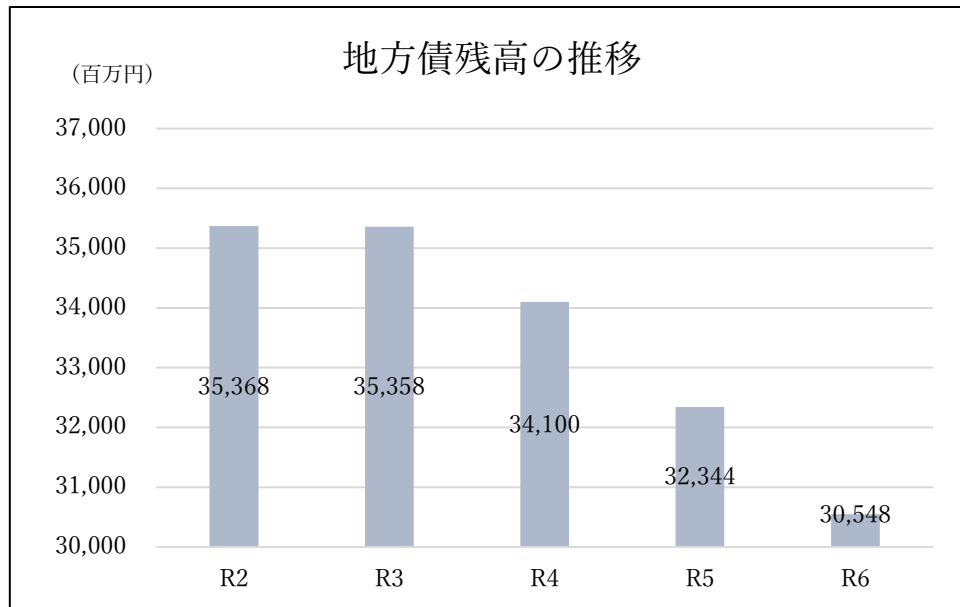
(1) 基金残高の推移

財政調整基金については、災害や経済事情の変動等により財源が不足する場合や、市債の償還に要する財源に充てるなど財政の健全な運営を行うために活用するもので、1次から5次にわたる高石市財政健全化計画案により行財政改革に取り組んできた結果、令和6年度末残高は標準財政規模の約25%である約36億円となっています。



(2) 地方債残高の推移

地方債残高については、平成 25 年度に土地開発公社の解散に向けた第三セクター等改革推進債を約 50 億円発行したことや、大規模事業にかかる地方債の発行が集中したこと等により、平成 26 年度にピークを迎えましたが、その後は地方債発行額が元金償還金を下回ったことや、償還終了等により、減少傾向にあります。

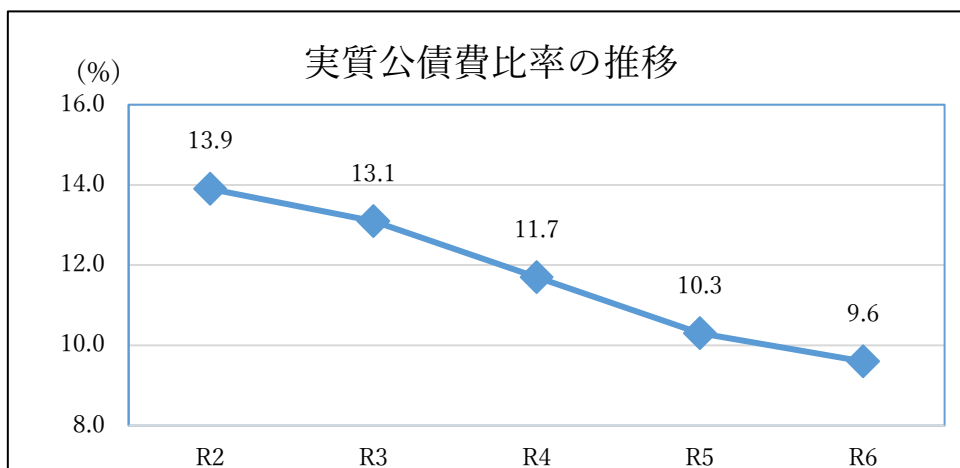


(3) 健全化判断比率等の推移

① 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表しています。実質公債費比率は、本市だけではなく、本市の加入する一部事務組合等も算定の対象となっています。

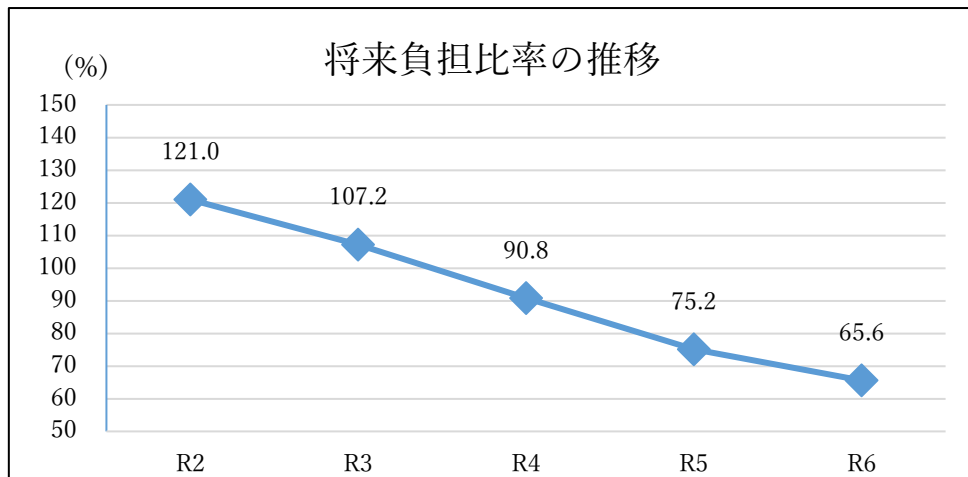
第三セクター等改革推進債や大規模事業にかかる地方債の発行等により、平成 29 年度にピークを迎えましたが、その後は一部事務組合を含めた公債費の減少等により、減少傾向にあります。



②将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表しています。将来負担比率は、実質公債費比率の算定対象団体だけでなく、第三セクター等も算定の対象となっています。

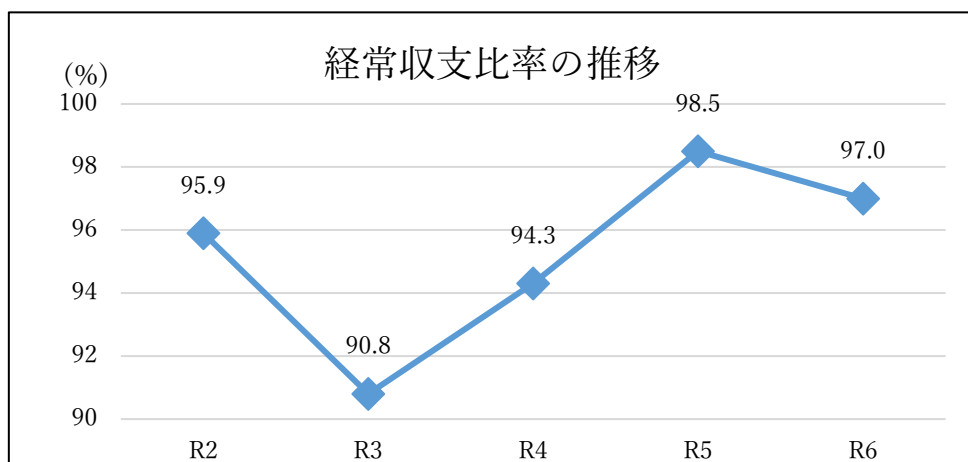
財政健全化法が施行された平成 19 年度以降、なだらかに減少しています。一部事務組合を含めた公債費の減少、土地開発公社の解散、基金の増加等により改善が進んでいます。



③経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費の、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入に対する割合です。

市税収入や地方交付税の減少等により、平成 28 年度及び平成 29 年度は 100%を超えましたが、それ以降は超えていません。



(4) 今後の収支見通し(普通会計)

本市の財政状況については、市税収入の伸び悩みが懸念されるなか、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加に加え、物価高騰や公共施設等の老朽化対策など様々な行政課題があります。引き続き厳しい財政状況となることが見込まれますが、今後の収支見通しについては、以下のとおり見込んでいます。

(単位：千円・%)

区 分			R7	R8	R9	R10	R11
歳入	地 方 税		10,753,154	10,799,148	10,736,295	10,864,626	10,903,228
	地 方 交 付 税		3,003,072	2,865,464	2,928,617	2,837,567	2,814,979
	国 ・ 府 支 出 金		10,067,629	9,254,454	8,602,784	8,459,774	8,518,469
	地 方 債		2,385,900	2,504,350	2,348,000	925,267	689,880
	そ の 他		3,973,084	3,504,426	3,624,481	3,731,512	3,905,957
	合 計		30,182,839	28,927,842	28,240,177	26,818,746	26,832,513
歳出	人 件 費		3,521,901	3,678,649	3,501,745	3,651,077	3,507,613
	扶 助 費		9,015,654	8,900,343	9,010,764	9,128,339	9,259,504
	公 債 費		2,991,297	3,028,370	3,106,700	3,019,579	3,035,227
	繰 出 金		2,496,369	2,589,389	2,629,653	2,671,236	2,714,172
	投 資 的 経 費		4,741,282	4,802,048	3,787,580	1,779,978	1,453,843
	そ の 他		7,462,223	7,343,632	7,199,346	7,283,702	7,385,710
	合 計		30,228,726	30,342,431	29,235,788	27,533,911	27,356,069

実 質 収 支	▲ 45,887	▲ 1,414,588	▲ 995,611	▲ 715,165	▲ 523,556
---------	----------	-------------	-----------	-----------	-----------

財 政 調 整 基 金 残 高	3,834,422	2,385,574	1,405,950	706,771	199,201
地 方 債 残 高	30,131,053	29,814,679	29,288,973	27,450,395	25,364,337
実 質 公 債 費 比 率	9.1	9.1	9.2	9.1	9.2
将 来 負 担 比 率	67.5	77.1	84.0	79.6	72.4
経 常 収 支 比 率	98.3	100.6	99.6	99.8	99.6

※実質収支について、表示単位未満の切上切捨により差引が一致しない場合があります。

3. 財政運営基本方針

市財政の現状を踏まえ、以下のとおり方針を策定します。

(1) 基金の積立方針

① 財政調整基金

【方針】 35 億円以上

災害や経済事情の変動など、不測の事態での財源不足への対応や、市債償還などに活用するため、標準財政規模の 20%から 30%程度が、安定的な財政運営を維持できることから、弾力的な予算編成が可能な残高の確保を目指します。

② その他の基金

【方針】 個別の基金の設置目的に応じて、今後も活用を図ります。活用目的や設置目的の薄れている基金については、活用後に廃止等を検討します。

(2) 財政健全化指標等の方針

① 実質公債費比率

【方針】 10%以下

実質的な公債費負担の標準財政規模に対する割合で、令和 5 年度の全国類似団体の平均は 5.8%、大阪府内市町村(政令市除く)の平均は 2.8%です。本市は、全国類似団体の平均、大阪府内市町村(政令市除く)の平均より高い数値となっています。今後も継続事業の実施等により地方債の発行を予定しておりますが、プライマリーバランスを考慮しつつ、地方債残高を減少させていきます。

② 将来負担比率

【方針】 50%以下

市債残高など、将来にわたる財政負担の標準財政規模に対する割合で、令和 5 年度の全国類似団体の平均は 4.2%です。本市は、全国類似団体の平均より高い数値となっています。今後も継続事業の実施等により地方債の発行を予定しておりますが、プライマリーバランスを考慮しつつ、地方債残高を減少させるとともに、必要な基金残高の維持に努めます。

③経常収支比率

【方針】 大阪府内市町村(政令市除く)平均以下

財政の弾力性を示す指標で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることになります。令和5年度の全国類似団体の平均は93.6%、大阪府内市町村(政令市除く)の平均は95.5%です。本市は、全国類似団体の平均、大阪府内市町村(政令市除く)の平均より高い数値となっています。過去の地方債の償還による公債費の高止まりや、扶助費等の社会保障関係費の増加、施設の老朽化対策など、今後も発生する経費が見込まれることから、急激な改善は困難ではありますが、財政に弾力性をもたせるよう努めます。

4. 方針に基づく取組

財政運営基本方針に基づき、以下のとおり取り組みます。

(1) 地方債残高の減少

地方債残高を減少させるため、次の3点を原則とします。

- ①プライマリーバランス(償還利子含む)の黒字維持
- ②償還元金－地方債発行額 ≥ 10 億
- ③償還元金－正味地方債発行額(※) ≥ 20 億

(※)正味地方債発行額とは、地方債発行額から、後年度、元利償還金に対して交付税措置される地方債発行額を除いたもので、実質的な市の借金です。

(2) スクラップ・アンド・ビルドによる財源確保

新規事業の実施や既存事業の拡充にあたっては、市民ニーズをはじめとした事業の必要性や財政負担、費用対効果などを十分に検証したうえで、増加する一般財源については、原則、スクラップ・アンド・ビルドにて財源確保を行います。

(3) 自主財源の確保

歳出抑制はもとより、今後の厳しい財政状況から一層の財源確保が必要となることから、財政の弾力性を確保するため、遊休地の利活用や売却、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の積極的な確保、資金の運用等により、自主財源の確保に取り組んでいきます。